

市有財産売払いの入札要項

観音寺市総務部総務課

1 入札参加資格要件

- (1) 契約締結の日から30日以内に、売買代金の一括納入が可能な者
- (2) 日本国内の法令に基づき設立された法人であって、日本国内に本店又は主たる事業所を有する法人
- (3) 本市の区域内に住所を有する者
- (4) 本市の区域外に住所を有する者であって、申込日前1年以上引き続き、本市の区域内に所在する土地又は建物を所有しているもの
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者
- (6) 次の事項に該当する者は、申込みできない。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する職員
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員
 - エ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

※申込みをした者が、入札参加者（落札した場合は落札者）になります。

※申込書を提出した者でも、資格審査によりお断りする場合があります。

2 入札参加申込

- (1) 受付期間 令和8年8月3日（月）から令和8年8月31日（月）まで
※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
受付時間 午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで
- (2) 申込先 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市役所4階
観音寺市総務部総務課資産経営係まで持参又は簡易書留にて申込してください。
郵送の場合は令和8年8月31日（月）必着
誤配、遅配等により申込できなかった場合でも観音寺市は責任を負いません。
- (3) 提出書類
 - ア 入札参加申込書 印は印鑑登録をしている印を使用してください。
 - イ 印鑑登録証明書

ウ 法人の場合にあっては法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、個人の場合にあっては当該個人の住民票

エ 国税及び地方税を滞納していないことの証明書

オ 誓約書 印は印鑑登録をしている印を使用してください。

※イウエの提出書類については、発行後3ヶ月以内の原本を提出してください。

※上記のほか、市が必要とする書類の提出を求める場合があります。

※提出書類は、返却しません。

3 入札物件 市有地 観音寺市三本松町二丁目甲2295番8

雑種地 1,536㎡

(詳しくは、物件調書を確認してください。)

4 最低売却価格 15,400,000円

5 入札保証金

(1) 納入先 観音寺市

(2) 納入金額 770,000円(最低売却価格の100分の5)

ア 入札者は、必ず令和8年9月4日(金)までに入札保証金を納入してください。

イ 保証金は、落札者決定後に返還します。

6 落札者決定方法

(1) 入札者が1者でも入札は実施します。

(2) 開札は、入札後直ちに入札者の立会いのもとで行います。

(3) 落札者は、次の方法により決定します。

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、観音寺市が定める最低売却価格以上かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ アに該当する者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。

※開札後、落札者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を入札者にお知らせします。

7 入札

(1) 日時 令和8年9月7日(月)午前10時開始

※開始時刻に遅れた場合は、いかなる理由があっても失格とします。

(2) 場所 観音寺市役所 2階 203会議室

ア 入札書は必ず指定のものを使用してください。

イ 額の記入は、算用数字(0、1、2、3・・・9)を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

ウ 入札書の金額は、加除訂正できません。記入に際しては、誤りのないように十分注意してください。

エ 金額以外の記入箇所について訂正がある場合は、訂正印をもって訂正してください。

オ 代理人が入札に参加する場合は、入札開始前に委任状を提出してください。

カ 入札書は、印鑑登録をしている印で押印してください。代理人が入札に参加する場合は、代表者印は不要、代理人氏名を記入し、押印してください（委任状と同じ印で押印してください。）。

キ 入札書は、封筒に入れ、貼り合わせ箇所に封印し、入札箱に投函してください。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
- (2) 所定の入札書によらない入札
- (3) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (4) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- (5) 入札者又はその代理人が1人で2通以上の入札をした場合、その双方の入札
- (6) 委任者及びその代理人がそれぞれ入札をした場合、その双方の入札
- (7) 入札金額、入札者の氏名、押印、その他主要部分が認識し難い入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (10) 郵便をもって送付してきた入札
- (11) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約

- (1) 契約保証金及び契約締結

落札者は入札実施日から7日以内に契約金額の100分の10の契約保証金を納付してください。

売買契約は、契約保証金の納付と同時に観音寺市総務部総務課資産経営係において「市有財産売買契約書（案）」により締結します。

ア 契約は、必ず「落札者」名義で締結します。

イ 契約書に押印する印は、印鑑登録をしている印を使用してください。

ウ 契約締結に要する費用（印紙代）は、落札者負担です。

エ 落札者が期限内に契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

- (2) 市有財産売買代金

観音寺市が発行する納入通知書で、契約締結の日から30日以内に一括納入してください。

契約締結後、売買代金が指定日までに支払われなかった場合、落札物件の引渡しは行いません。

10 用途制限等

(1) 契約者は、売買物件を次に掲げる用途に供してはなりません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途

(2) 契約者は、前述の用途に供されることを知りながら、売買物件を第三者に譲渡し、又は貸し付けてはなりません。

11 所有権移転登記

市有財産売買代金納入確認後、速やかに観音寺市総務部総務課で行います。

(1) 登記に必要な関係書類を提出してください。

(2) 登記に要する費用（登録免許税など）は契約者負担です。

12 その他

(1) 観音寺市契約規則（平成17年観音寺市規則第52号）に基づき、入札及び契約を行います。

(2) 観音寺市契約規則及び市有財産売買契約書（案）は必ず閲覧してください。

(3) 物件は現状引渡しのため、必ず現地を確認してください。

(4) 建築計画等の近隣住民への周知、説明に努め、誠意をもって対応することはもとより、トラブル等が生じた場合は、買受者の責任と負担において、迅速かつ丁寧な対応に努め、その解決に当たるものとします。

(5) 物件に関して不明な点は、事前に確認してください。

<問い合わせ先>

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市総務部総務課資産経営係（本庁舎4階）

TEL 0875-23-3900

FAX 0875-23-3920

E-mail: sisankeiei@city.kanonji.lg.jp